

大分県報

平成二十八年
号外（九）
二月二十九日

（月曜日）

目次

人事委員会規則

職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正……………一
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正……………三

○人事委員会規則

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十九日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第四号

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給調整手当に関する規則（昭和三十七年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二条第一項第一号の職を占める職員の項から第二条第二項の職を占める職員の項までを次のように改める。

第2条第1項第1号の職を占める職員	第2条第1項第2号の職を占める職員	第2条第2項の職を占める職員
円	円	円
367,600	307,800	50,500
367,600	307,800	50,500
367,600	307,800	50,500
367,600	307,800	50,500
367,600	307,800	50,500
367,600	307,800	50,500
367,600	307,800	48,700
367,600	307,800	46,900
367,600	307,800	45,100
367,600	307,800	43,300
367,600	307,800	41,500
367,600	307,800	39,700
367,600	307,800	37,900
367,600	307,800	36,100
367,600	307,800	34,700
367,600	307,800	33,300
363,600	304,500	31,900
359,600	301,200	30,500
355,600	297,900	29,100
351,600	294,600	27,700
347,600	291,300	26,300
330,700	277,500	25,700
313,500	263,500	25,100
296,800	250,000	24,100
279,900	236,100	23,500
263,000	222,400	22,900
242,200	204,800	22,300
221,800	187,700	21,700
201,400	170,400	20,900
180,600	152,800	20,600
158,700	134,800	20,200
136,800	116,500	19,600
115,100	98,600	18,700
83,200	72,600	17,800
53,400	48,300	17,100

平成二十八年二月二十九日

大分県報号外（人事委規則）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十九日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年大分県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第七のイ中

を

に改め、同表

口中	
30	
30	
31	
31	
32	
32	
32	
33	
33	
33	
34	
34	
35	
35	
36	
36	
29	を
30	
30	
30	

31	
31	
31	
32	
32	
32	
33	
34	
35	
35	
62	
62	
62	
62	
62	
62	
62	

63	
63	
63	
63	
63	
63	
64	
64	
64	
61	
62	
62	
62	
62	
62	
63	
63	

63	
63	
63	
63	
63	
63	
64	
64	
64	
22	
22	
23	
23	
24	
24	
25	
25	
25	
25	
25	

26	
26	
26	
27	
27	
27	
27	
28	
21	
22	
22	
22	
23	
23	
23	
24	
24	
24	
24	
24	
24	

25	
25	
25	
26	
26	
26	
27	
27	
27	
34	
35	
36	
37	
37	
38	

23	24	49	51	27	に、	64	67	63	37	38
23	24	50	51	28		64	67	64	37	39
23	25	50	52	28	26	64	67	64	38	39
	25	51	52	29	27	65	67	64	38	40
	26	51	53	29	28	65	67	64	39	40
	26	52	53	30	29	65	68	65	39	41
	27	52	54	30	30	65		65	40	41
		53	54	31	31	65	を	65	40	42
		54	55		32	65	61	65	41	42
	20	55	55		33	66	62	65	42	43
	20		56		33	66	62	65	43	43
	21				34	66	62	65		44
	21				34	66	62	66		
	21	21	45		35	66	62	66		
	21	21	46	46		66	63	66	62	33
	21	21	46	47		67	63	66	62	34
	22	22	47	48		67	63	66	62	34
	22	22	47	49	25	67	63	66	62	35
	22	22	48	49	26	67	63	66	63	35
	22	23	48	50	26	67	64	67	63	36
	22	23	49	50	27	67	64	67	63	36

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。